

# 速度取締り指針

令和6年4月  
伊東警察署

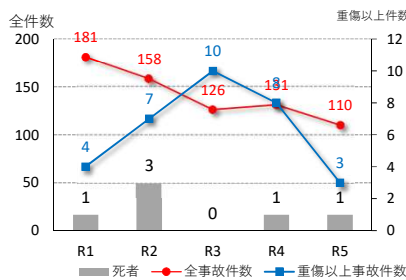
伊東警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道135号	7:00~21:00	岩松から川奈までの間	法定60km/h
県道伊東大仁号	7:00~21:00	国道135号から亀石峠までの間	50km/h

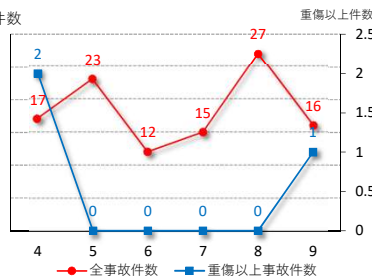
※重点路線以外の場所、時間帯であっても取締りを実施しています

## 管内の交通事故発生状況

過去5年における発生状況(各年度上半期)



前年度上半期の月別事故発生状況



前年度上半期における交通事故発生状況

	前年度上半期	
	件数	前年比
うち重傷事故	4	-5
死者	1	0
負傷者	164	-19
うち重傷者	4	-5

## 事故起因者直前速度50km/h以上の死亡または重傷交通事故発生状況(高速道路、国道バイパスを除く)

過去5年度(令和1年から5年)の状況



## その他取締りの要点等

当署の速度を起因とした事故及び高速度の為に重篤化した事故は国道135号線に集中している。伊東市街以北では、定期的に速度取締りを実施している。しかし、国道135号線が山間部を屈曲して通り抜ける市街地南方では、定置式の速度取締りが困難であることから、レッドパトロールを中心にドライバーへの注意喚起が重要である。

亀石峠では速度超過を主因とする物件事故が多数認められることから、隣接する伊豆中央警察署と連携し、東西双方から峠を上る車両に対して速度取締りを実施している。一定の抑止効果が認められており、今後もこれを継続する。

生活道路における通学路対策として、本部の協力を仰ぎ、可搬式速度取締装置を使用した速度取締りを継続する。